

2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ

第3回協約・協定改訂団体交渉

労使対等のとおり組合提案を認めよ！

本部は8月27日、2018年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の、組合掲示板の設置、上部機関の機関開催への組休出席、組合要求による協議の開催、掲示物の不当撤去、不当な乗数カットやボーナスカットに関する理由説明、苦情処理会議の上移、苦情処理会議への本人要請による出席、等について議論しました。

会社は今交渉を「労使対等の立場で議論する」としつつ、すべてにおいて一方的な認識を組合側に押しつけてきています。また、組合側が認識の一致を求めて協約条文の具体的提案をしても、会社の認識に労働組合が合わせろという姿勢が議論の中に表れています。これでは、いくら問題を解決しようとしても、いっこうに改善を実現することはできません。

JR東海労はこのような会社の姿勢を許さず、今後も団体交渉で現場で働く者の切実な声をぶつけていきます。議論の詳細は業務速報 1105を参照してください。次回第4回団体交渉は、8月29日13時30分からです。

基本協約第1条「労働条件の維持向上を計ることを目的」とすること！
組合の主張は狭義にとられかねない。広く社員のため議論すべきである。
組合員のいる全ての職場に組合掲示板を設置すること！
施設管理権で設置基準は会社が決めた。組合と議論して決めるものではない。
組合が団体交渉の場を求めたときは、団体交渉を開催すること！
団体交渉でなくても、業務委員会を提案するなどしている。
掲示物の一方的撤去はやめること！撤去事由を現場で説明すること！
協約に反しているという理由で充分だ。現場にもそう対応するよう伝えている。
苦情処理会議で対立したら解決ではない。上移するべきだ！
主張どおりになってもならなくても解決である。
申告した組合員の要請があったときは、当事者や参考人の出席を認めること。
事実は固まっているのだから、本人らの意見を聞く必要はない。
申告があったときは苦情処理会議を開催すること。
組合側が開催するべきだというだけで認めるわけにはいかない。